

道水路等の引継に伴う測量成果の作製基準

1 趣 旨

この基準は、開発行為等により道路・水路及び調整池等（以下「道水路等」という。）の改廃が行われ、新たに築造された道水路等の管理引継ぎを行う場合に、施行者が提出する測量成果の作製基準を定めるものである。

2 適用範囲

- (1) 開発行為
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 土地改良事業
- (4) その他の引継ぎ道水路等

3 測量成果の作製基準

(1) 成果品

- | | | | |
|---|--------------------|-------|--|
| ア | 表 紙 | …………… | 測量成果綴り（様式－１）に案内図（縮尺 1 / 2,500）及び使用した測地系等を明示したもの。 |
| イ | 承 諾 書 | …………… | 承諾書（様式－２）に記名押印を受けたもの。 |
| ウ | 土地所有者調査書 | …………… | 開発行為等事業区域及び隣接地（取付影響地等）の土地所有者等を記入したもの。 |
| エ | 調査素図 | …………… | 最新の公図に土地所有者調査書の所有者名を記入したもの。 |
| オ | 多角点・境界点網図 | } …… | 川崎市測量業務成果作成要領に沿って成果作成したもの。 |
| カ | 確定図 | | |
| キ | 幅員図 | | |
| ク | 修正箇所図 | | |
| ケ | 道水路台帳補正図 | …………… | 道水路台帳平面図（縮尺 1 / 500）をもとに点間距離、斜距離、地形測量成果を記載したもの。 |
| コ | 数値データ（SIMA） | …………… | 確定図に記載されている確定点・取付点の SIMA データ |
| サ | その他協議により提出を求められたもの | | |

(2) 一般的事項

ア 用紙サイズ

A4又はA3とする。ただし、A3で納まらない場合は、道路の交差点部分で分割しないようにして複数枚で作成する。

イ 数値のまるめ

計算結果の表示単位等は次のとおりとする。

区 分	単 位	位	表示する位未満の処理
座標値	m	0.001	四捨五入
距 離	m	0.001	切捨て
道水路台帳平面図 の距離	m	0.01	四捨五入

ウ 地形測量

(ア) 測量範囲は、道水路等敷地内とする。

(イ) 地形測量で測定を要するもの及び記載事項

道水路等の境界標及び境界線……………境界標表示一覧表（表－１）

道水路等の主要な附属物及び占用物件…地形測量図式の凡例（表－２）

道水路等に隣接する民有地の地番

エ 台帳図番号

認定路線網図で確認し、台帳図番号を記載する。

オ その他

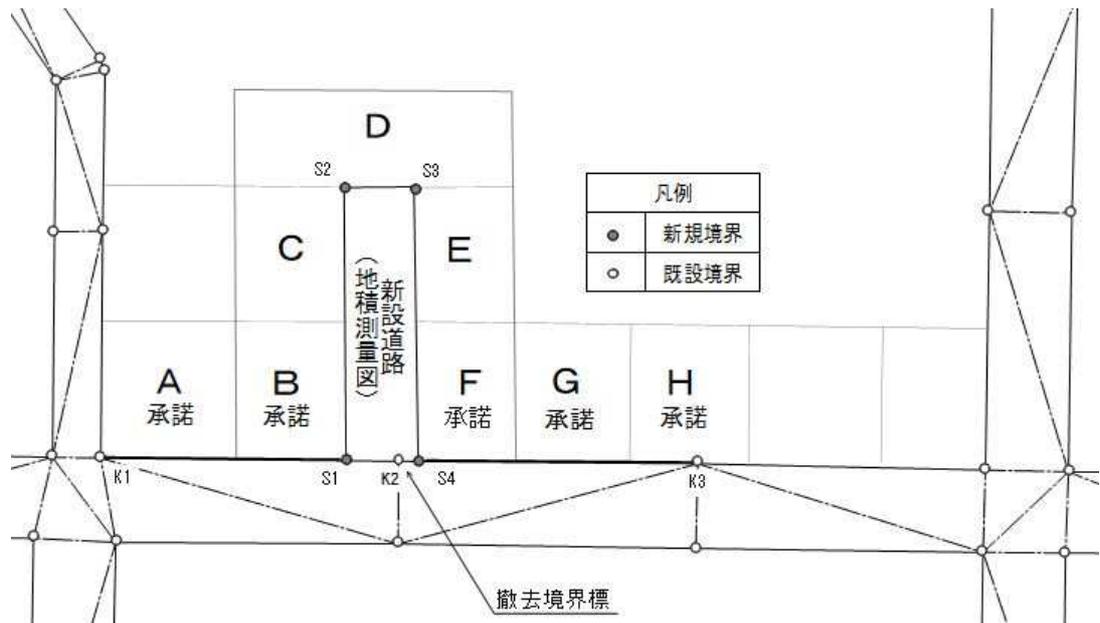
作業に当たっては、本基準のほか、川崎市公共測量作業規程、川崎市道路台帳調製作業要領、川崎市境界標保全要綱、川崎市公共基準点の管理に関する要綱・同施行細則及び行政界標示取扱い要領、川崎市測量業務成果作成要領によること。

(3) 承諾書の範囲

開発行為等に伴い、新たに道水路等の境界を示す位置について、関係する土地所有者から承諾書（様式－２）に記名押印を受けること。（図－１）

なお、測量成果と地積測量図が同一座標であって、関係する境界標の座標値で交点計算を行い、新規境界標が既設の境界標線上にあることが確認できる場合は承諾書を省略することができる。（図－２）

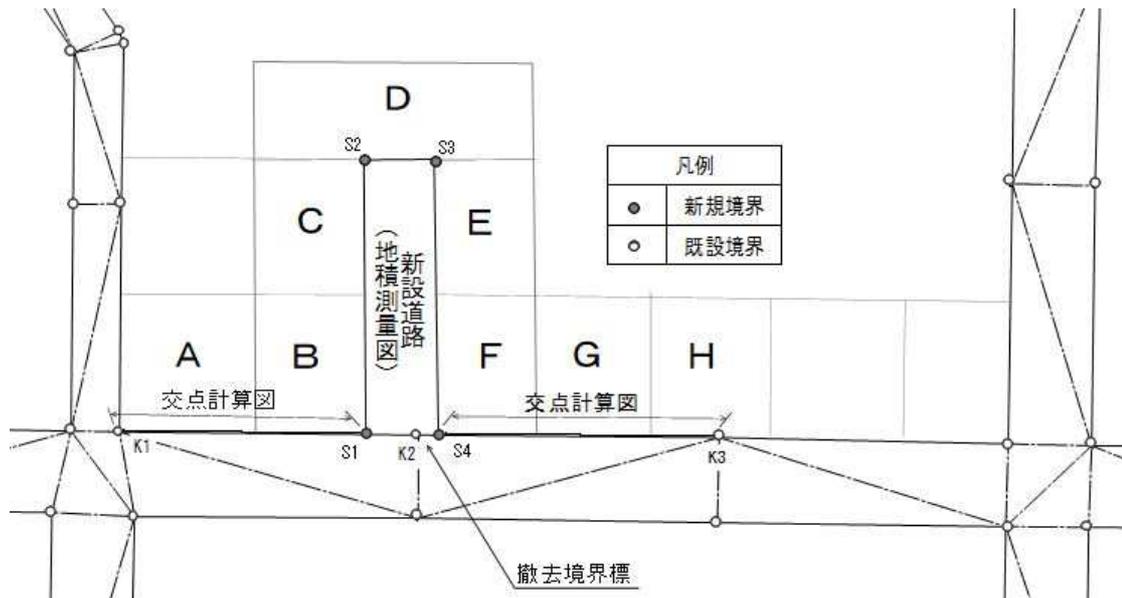
(図－１)



◎ 承諾印を受ける例

新規境界（K1～S1、 S4 ～ K3）に関わるA B F G Hの土地所有者の承諾が必要

(図-2)



◎承諾印を省略できる例

交点計算図を作成し、土地所有者調査書の余白に「省略」と記載する。

4 境界標の選定・設置

(1) 川崎市境界標設置ガイドラインによるものとする。なお、境界標は土地所有者の了承を得たうえで、設置することとする。

また、道水路等に沿って適切な民地境界標が埋設されている場合は、それを官民境界標として共有しても差支えないものとする。

(2) 境界標は申請により本市の指定する境界標を全て自費購入とするが、50本以内の場合には本市より支給する。

5 提出成果

成果は次のとおり整理し、納品するものとする。

	正本		副本
	紙	電子媒体 CD-R 等	紙
ア 表紙	○	PDF	○
イ 承諾書	原本	PDF	写
ウ 土地所有者調査書	—	PDF	○
エ 調査素図	—	PDF	○
オ 多角点・境界点網図	—	PDF	○
カ 確定図	—	PDF	○
キ 幅員図	—	PDF	○
ク 修正箇所図	—	PDF	○
ケ 道水路台帳補正図	○	PDF	○
コ 数値データ	—	SIMA	○
サ その他協議により提出を求められたもの	—	PDF	○

※ファイルには、タイトル「開発行為に伴う測量成果」等、位置、申請人名、作業機関名を表紙、背表紙に明記すること。

※電子媒体には、タイトル「開発行為に伴う測量成果」等、位置、申請人名、作業機関名を明記すること。

※納品する電子媒体は必ずウイルスチェックを行うこと。

6 検査・提出期限

道水路等の引継に伴う測量成果品は、完了検査の 10 日前までに仮提出し、完了検査を受け、検査後速やかに各成果品を作製し提出すること。

資料

表－1 境界標表示一覧表

表－2 地形測量図式の凡例

様式－1 測量成果綴り

様式－2 承諾書

記載例 1 承諾書

記載例 2 土地所有者調書

記載例 3 交点計算図

記載例 4 道水路台帳補正図

境界標表示一覧表

(表-1)

市中心杭	市角杭	市側面杭	市プレート	市 鋌
図上点	キザミ	民 杭	民プレート	民 鋌

地形測量図式の凡例

(表-2)

側溝 (U字溝)	側溝 (L字溝)	側溝地下部 (暗渠)	雨水枳	車止め
道路標識 (案内板)	道路標識 (警戒板)	道路標識 (規制板)	信号機	カーブミラー
マンホール (共同溝)	マンホール (ガス)	マンホール (電話)	マンホール (電気)	マンホール (下水)
マンホール (汚水)	マンホール (雨水)	マンホール (水道)	ソフトシール弁 止水栓	排気弁
制水弁	空気弁	消火栓	並木枳	植樹
電力柱	電話柱	防犯灯	防護柵 (ガードレール等)	石積

承 諾 書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

私が所有する次の土地と開発行為等に伴い新たに示された境界位置は、
道路・水路との境界として協議したとおり承諾します。

都市計画法による開発行為により帰属された道路・水路との境界

許可番号 令和 年 月 日 川崎市指令 第 号
開発申請者

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					

※所有者ごとに、記名押印してください。

承 諾 書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 川 崎 市 長

私が所有する次の土地と開発行為等に伴い新たに示された境界位置は、
 (道路) 水路との境界として協議したとおり承諾します。

都市計画法による開発行為により帰属された道路・水路との境界

許可番号 令和 ○年 ○月 ○日 川崎市指令 ま宅審(イ) 第 ○○号

開発申請者 ○○○○

立会日	土地の所在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
令和○年 ○月○日	○○○ ○丁目	○○○	} お住いの住所を記載してください		
令和 年 月 日		○○○		(土地所有者氏名) ○○ ○○	印
令和 年 月 日		○○○			
令和 年 月 日	(委任状がある場合)				
令和○年 ○月○日	○○○ ○丁目	○○○	} お住いの住所を記載してください	(受任者氏名) ○○ ○○	印
令和 年 月 日					
令和 年 月 日	(マンション所有の場合)				
令和○年 ○月○日	○○○ ○丁目	○○○	} マンションの住所を記載してください	○○マンション 管理組合理事長 ○○ ○○	管理 組合 印
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					

※所有者ごとに、記名押印してください。

交点計算図 S=1/500

台帳図番号 ○○24

座標一覧表

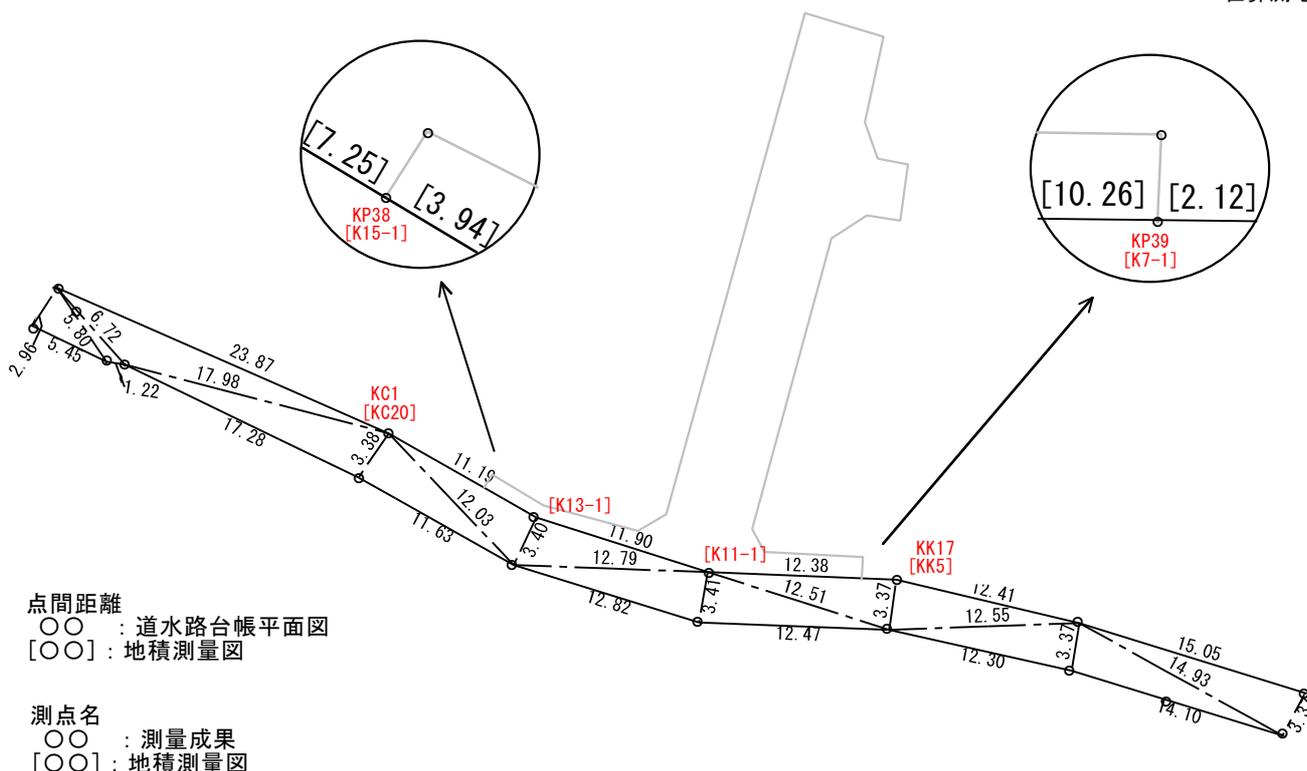
測点名		X座標	Y座標
測量成果	地積測量図		
KC1	KC20	-41629.395	-24891.980
KP38	K15-1	-41633.095	-24885.740
	K13-1	-41635.101	-24882.356

世界測地系 2011

座標一覧表

測点名		X座標	Y座標
測量成果	地積測量図		
KK17	KK5	-41639.066	-24858.624
KP39	K7-1	-41638.991	-24860.746
	K11-1	-41638.627	-24870.993

世界測地系 2011



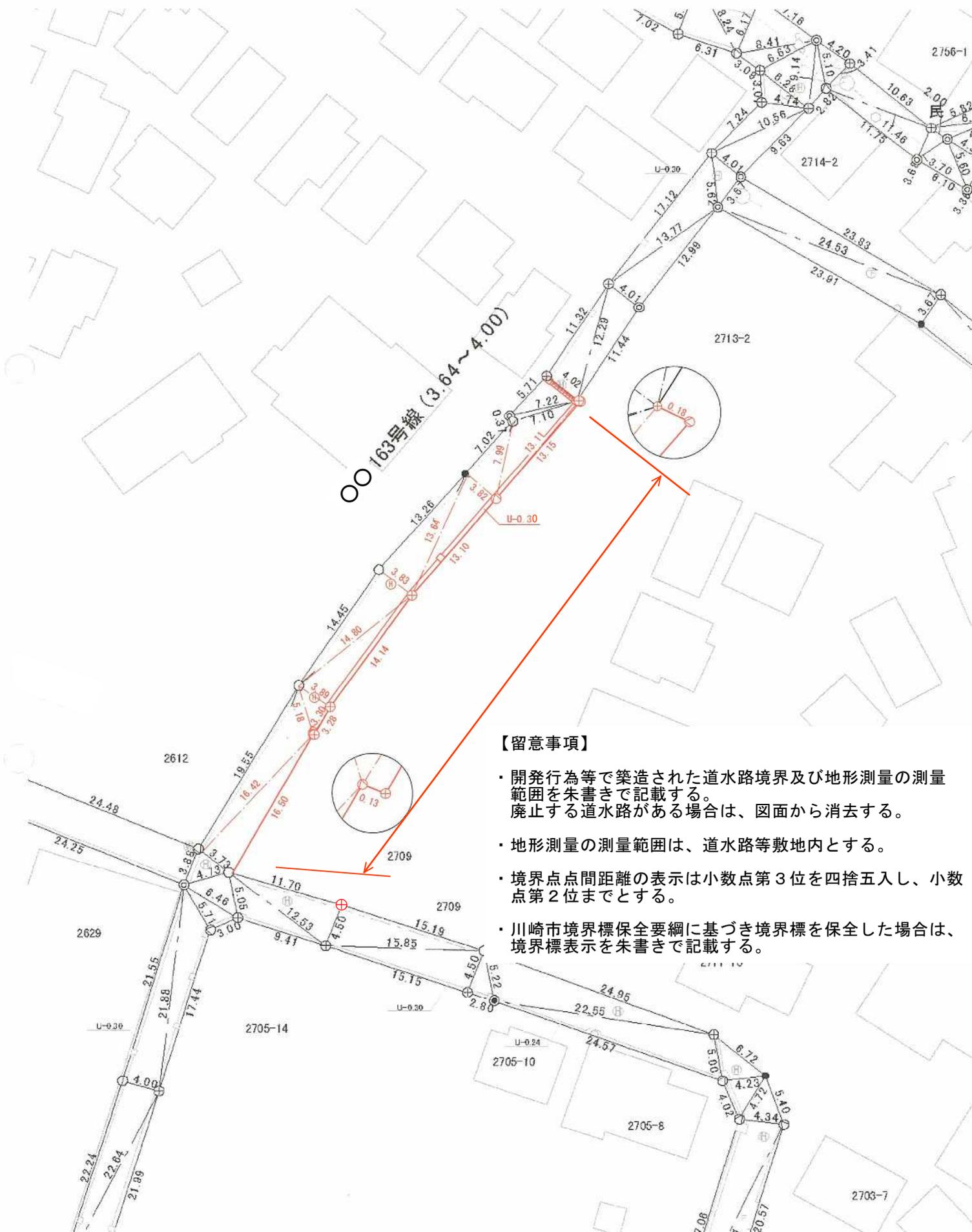
測量成果及び地積測量図の座標値から

KP38 [K15-1]はKC1 [KC20]～[KC13-1]の線上にあります。

KP39 [K7-1]はKK17 [KK5]～[K11-1]の線上にあります。

道水路台帳補正図 S=1/500

台帳図番号 ○○30



【留意事項】

- ・ 開発行為等で築造された道水路境界及び地形測量の測量範囲を朱書きで記載する。
廃止する道水路がある場合は、図面から消去する。
- ・ 地形測量の測量範囲は、道水路等敷地内とする。
- ・ 境界点点間距離の表示は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。
- ・ 川崎市境界標保全要綱に基づき境界標を保全した場合は、境界標表示を朱書きで記載する。

附 則

- 1 この基準は、平成9年5月1日より施行し、「道路の引継ぎに伴う道路台帳平面図の作製基準」は廃止する。
- 2 この改正基準は、平成19年4月1日より施行する。
- 3 この改正基準は、平成23年4月1日より施行する。
- 4 この改正基準は、平成27年10月1日より施行する。
- 5 この改正基準は、平成31年4月1日より施行する。
- 6 この改正基準は、令和 2年4月1日より施行する。
- 7 この改正基準は、令和 2年10月1日より施行する。
- 8 この改正基準は、令和 3年4月1日より施行する。
- 9 この改正基準は、令和 4年4月1日より施行する。
- 10 この改正基準は、令和 6年4月1日より施行する。